

<山口県障害者差別解消条例（仮称）骨子案>

前文

- ・ これまでの取組
- ・ 課題と重要性の認識
- ・ 条例制定の目的（決意）

総則

- 目的 障害を理由とする差別を解消し、共生社会の実現に寄与すること
- 定義 障害のある人（障害者手帳等の有無を問わない）、社会的障壁、不当な差別的取扱い、合理的配慮
- 基本理念 基本的人権の尊重、障害理解の促進、県民等一体となつての取組
- 責務・役割 県の責務：障害者差別の解消に必要な施策を実施、市町との連携
県民等の役割：障害に対する理解の深化、県が実施する施策への協力

障害を理由とする差別の禁止

県及び事業者が、事務又は事業を行うに当たつての「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を義務として規定

障害を理由とする差別を解消するための体制

- 相談体制
 - ・ 相談の一次窓口である市町と連携した対応
 - ・ 市町での解決が困難な事案等について二次窓口である県が市町を支援
 - ・ きめ細かな相談対応が行える相談体制の強化・充実
- 紛争解決のための体制
 - ・ 相談によつても解決に至らない場合、あっせんを求めることができる
 - ・ 事案の調査を行い、あっせんを実施
 - ・ 事業者が正当な理由なくあっせんに従わないとき、勧告
 - ・ 事業者が正当な理由なく勧告に従わないとき、公表
 - ・ 紛争解決のための調整を行う機関として障害者差別解消調整委員会を設置

あいサポート運動を通じた共生社会実現に向けた施策の推進等

- 山口県の特徴的な取組である「あいサポート運動」を通じた施策の推進
 - ・ 障害のある人とない人の相互理解の促進
 - ・ 幼児期からの障害理解の機会の確保
 - ・ 障害者手帳等の交付に至らない人や外見からは分かりにくい障害を含めた理解の促進
- 相談に的確に対応できる人材の育成、職員への研修・啓発の実施

雑則

- 財政上の措置
障害を理由とする差別の解消に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める